

花巻市社会福祉協議会東日本大震災に伴う生活支援事業について

(目的)

東日本大震災に伴い、花巻市内で生活している被災世帯及び日常生活に支援が必要な住民がいる世帯(以下「被災世帯等」という。)に対し、生活復興に必要な支援、相談及び見守り体制を構築し、必要なニーズを把握するとともに、花巻市、NPO 及びボランティア団体等と連携し、被災世帯等の復興を図ることを目的とする。

(実施主体)

事業の実施主体は、岩手県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)とし、花巻市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が受託するものとする。

(実施期間)

この事業の実施期間は、平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(業務内容)

業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活福祉資金の制度周知と貸付ニーズの把握
- (2) 被災世帯等の見守り、相談及び情報提供を通じた日常生活の支援
- (3) 被災世帯等の生活ニーズの把握及び生活支援サービスの立上げ、運営支援
- (4) 被災世帯等への生活支援サービスの利用援助
- (5) 孤独死、自殺の予防
- (6) その他、本会会長が必要と認める事項。

(生活支援相談員の配置)

事業の適正な運営を確保するため、生活支援相談員 3 人を配置する。

生活支援相談員は、被災世帯等の生活の復興を図るため、定期的な巡回訪問を行う。

(補則)

この要領に定めるもののほか必要な事項は、県社協と協議のうえ本会長が定める。